

函館市シルバー人材センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市シルバー人材センター補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、公益社団法人函館市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対し、補助金を交付することにより、センターの円滑な運営を促進し、高年齢退職者の職業生活の充実および福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法第68号）第42条第1項に規定する業務の実施に要する経費のうち、国庫補助の対象となる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施年度の5月末日までに、規則第7条の規定により市長に申請しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成30年4月1日以後の補助の申請について適用し、同日前の補助の申請については、なお従前の例による。